

労働者安全衛生対策部会
【資料3】

2018年度 福島第一原子力発電所 人身災害発生状況及び熱中症予防対策実施状況について

2019年2月7日

The logo for TEPCO (Tokyo Electric Power Company) is displayed in red, bold, uppercase letters.

東京電力ホールディングス株式会社

I. 人身災害発生状況について

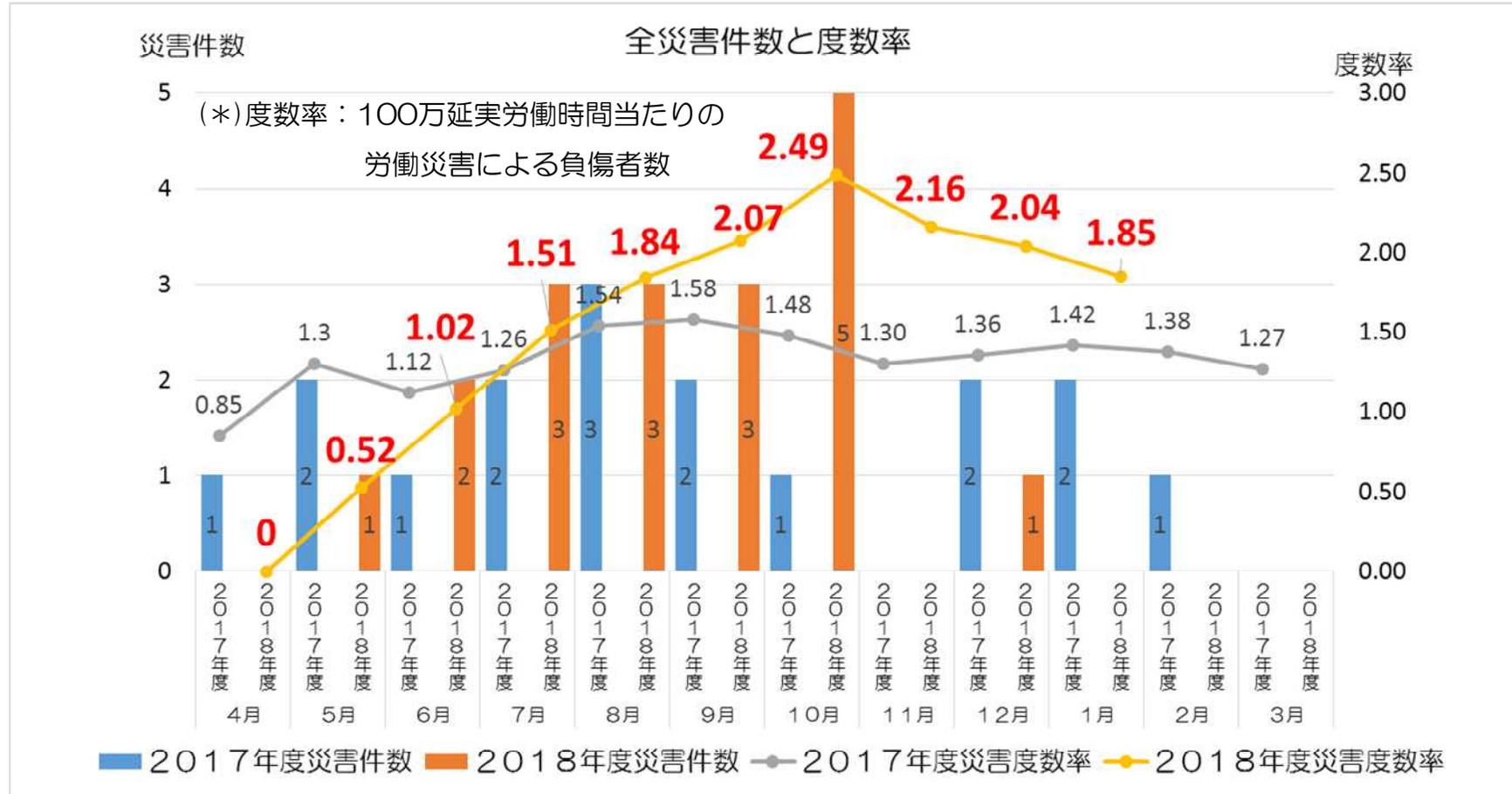
1. 2018年度の安全活動（3本の柱）

分類	アクションプラン	取組みの内容	第3四半期実績
意識	安全意識の向上・共有	①安全標語、安全カレンダーの掲示 ②「 <u>危険箇所抽出</u> 」災害撲滅キャンペーン（「 <u>転倒・つまずき</u> 」災害に重点を置く） ③安全イベントによる安全意識の向上 ④安全考動センター安全研修の受講 ⑤「 <u>転倒・つまずき</u> 」を考慮したKYの実施 ⑥作業前に「 <u>転倒防止チェックシート</u> 」を利用	・4月の安全衛生協議会の場で2018年度の安全活動計画を周知 ・「危険箇所抽出」災害撲滅キャンペーンにて危険箇所の抽出・是正を実施、2018年度は「転倒・つまずき」災害の未然防止を主目的として夏季・冬季の2回実施（夏季：1,314件、冬季：857件の是正）
スキルアップ	当社監理員のスキルアップ	①安全に関する勉強会の開催 ②職長等教育の推進	・4月に産業医による熱中症教育及び2018年度熱中症対策説明会を実施 ・職長教育は7回開催91名受講
管理	危険箇所の撲滅・5S	①安推協パトロール ②協力企業と幹部の合同パトロール ③エリアキーパーパトロール	・各パトロールを通じ、危険箇所の是正を推進（944件の指摘に対し892件（94.5%）の是正実施）
	力量管理	①安全行動観察	・現場タイム（火曜、金曜のAM）を活用し特別管理職による現場作業等の行動観察を実施（4回/月）
	コミュニケーション活動	①企業の安全診断 ②安全会議	・4社（前田建設(株)、(株)安藤・間、太平電業(株)、(株)熊谷組）の安全診断を実施し、良好事例の水平展開、指摘事項の改善を推進 ・安全会議では下記テーマの対話を実施 -5月：転倒・つまずき、熱中症の撲滅 -7月：類似災害の撲滅 -9月：熱中症の撲滅 -12月：工具・機材の取扱いリスク
	熱中症予防活動	① <u>熱中症予防対策の実施（4月～10月）</u> （詳細は次項参照）	・7月に熱中症予防ルールの見直し（WBGT値毎の作業継続時間明確化、熱中症管理者の明記等）を実施

赤字下線：重点管理

2. 災害発生状況（1/5）

(1) 2017年度, 2018年度 全災害発生状況と度数率（*） （熱中症を含む）



- 2019年1月末度数率は「1.85」（2018年1月末は「1.42」）
- 2018年度の発生件数は18件で2017年度末の17件を既に1件上回る状況

2. 災害発生状況 (2/5)

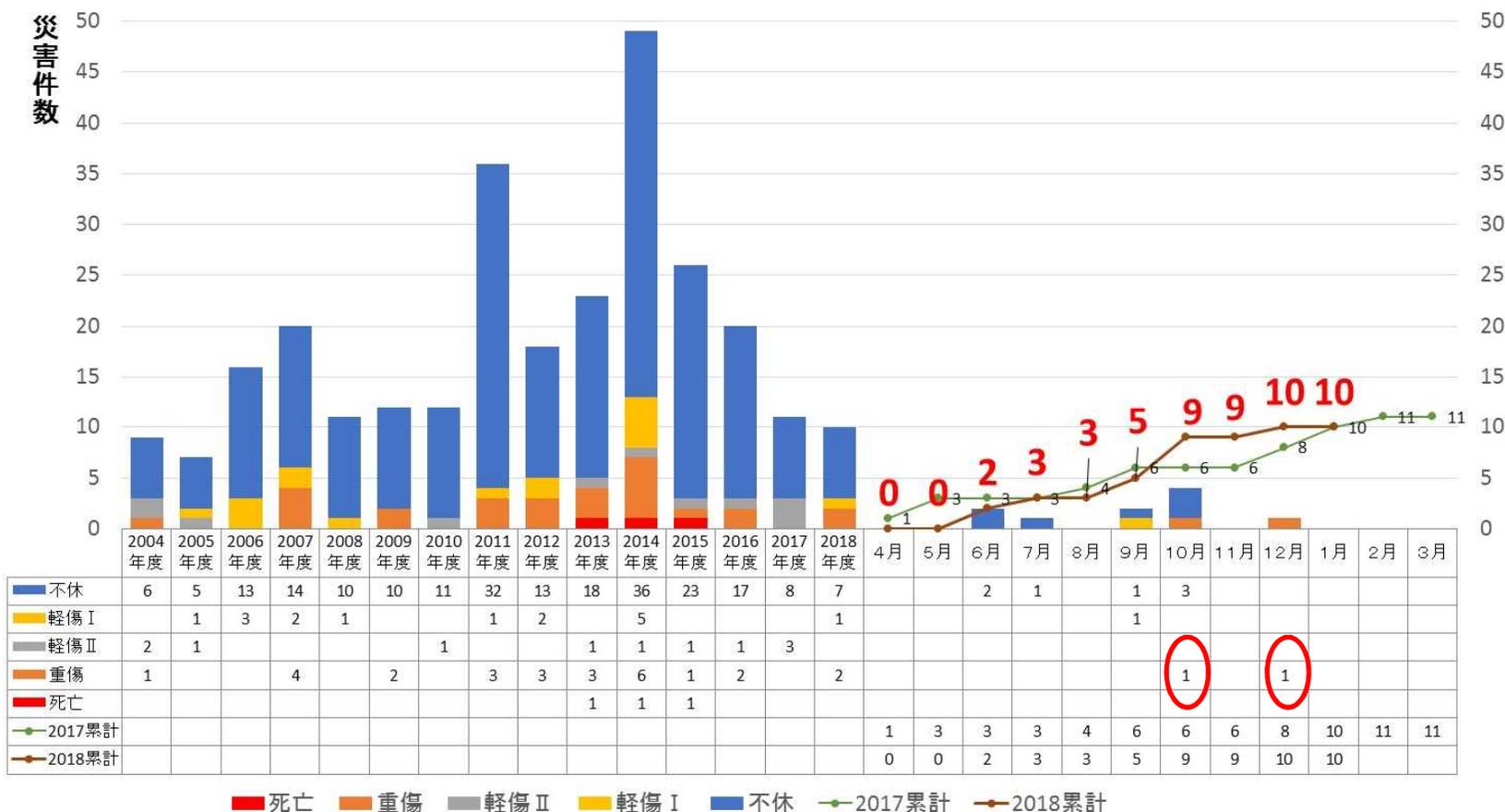
(2) 2017年度, 2018年度 災害発生状況と度数率 (熱中症を除く)



- 2019年1月末度数率は「1.03」（2018年1月末は「0.89」）
- 2018年度の発生件数は10件で年度末目標「0.7」は達成できない見通し

2. 災害発生状況 (3/5)

(3) 災害発生状況推移 (熱中症を除く)



- 2019年1月末時点で10件発生 (2018年1月末と同件数)
- 2017年度は0件であった**重傷災害が2件発生**

2. 災害発生状況（4/5）

（4）災害度数率推移（熱中症を除く，不休災害を除く）



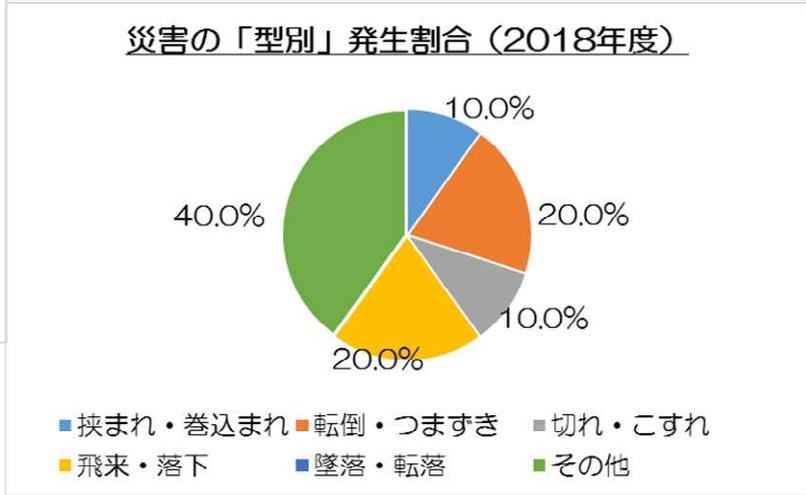
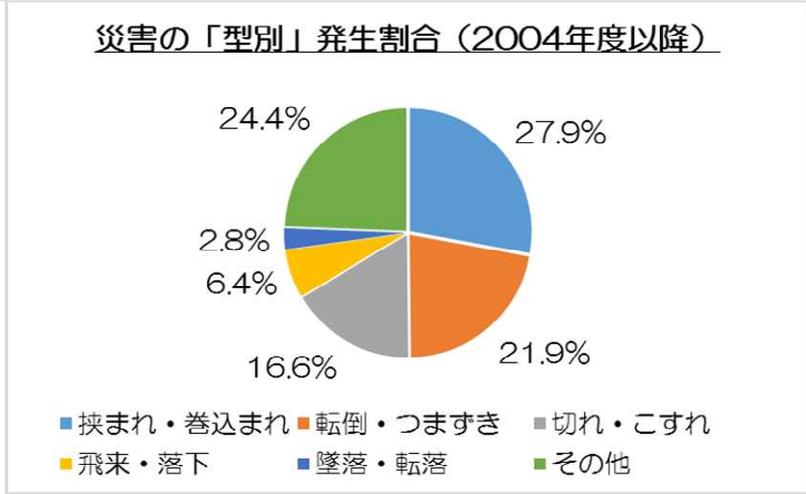
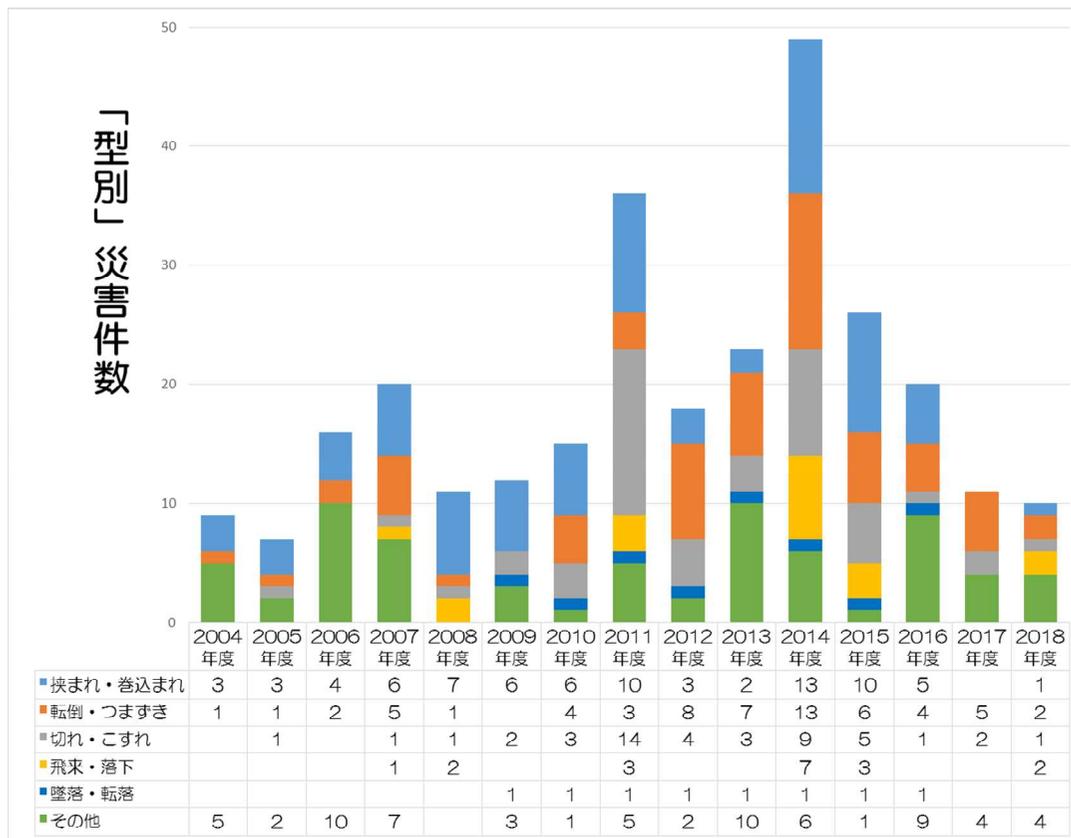
2019年1月末で熱中症を除く災害は10件であり、年度末まで無災害を継続すると震災後最少件数となる



休業災害は3件で2015年度以降同数となっている

2. 災害発生状況（5/5）

（5）災害の「型別」発生状況推移（熱中症を除く）



・「転倒・つまずき」「飛来・落下」が各2件、「挟まれ・巻込まれ」「切れ・こすれ」が1件、「その他」が4件発生

3. 災害一覧 (1 / 3)

No.	発生			場所	種類	傷害程度	件名	概要	年齢	震災後1F経験(年)	作業状況
	年	月	日								
1	2018	5	16	構内協力企業棟	熱中症Ⅰ度	不休	H6北エリアタンク間連結ホース他撤去・除却工事における体調不良者の発生	作業終了後、構内協力企業棟で片付けを実施していた際、体調不良を訴えた。	50代	5	片付作業中
2	2018	6	1	既設ALPS建屋内	転倒・つまずき	不休	既設ALPS用HIC交換作業時に車止めに躓き左足負傷	トレーラーの後退誘導をしていた際、トレーラー停止位置用固定ストッパーに躓き転倒した。	40代	6.5	本作業中
3	2018	6	16	南側護岸の北側	その他	不休	コアボーリング作業中に左手人差し指を骨折	コアボーリング施工中、回転したハンドルを止めようとして回転部に手を入れたところ、左手人差し指をハンドルで殴打した。	40代	0.29	本作業中
4	2018	7	2	6号T/B地下	熱中症Ⅱ度	軽傷Ⅱ	火報発生対応における体調不良者発生	委託消防隊員が交代休憩のため建屋内の現場から外の休憩場所へ戻る際、出口経路を見失い建屋内をさまよい体調不良になった。	50代	2.67	本作業中
5	2018	7	2	ER室入口前	熱中症Ⅰ度	不休	保安資材管理業務委託における体調不良者発生	作業終了後、車を大型休憩所近傍の駐車エリアに停め入退域管理棟へ歩いて戻る途中、体調不良を訴えた。	30代	6	作業後発症
6	2018	7	24	5・6号機北側ヤードFタンクエリア(C6タンク上部)	切れ・こすれ	不休	PE管加工作業中、カッターにて左膝内側切創	PE管敷設作業において、安全カッターでPE管加工部のアラミドテープを除去する際に刃先が滑り左膝内側を切創した。	20代	1.25	本作業中

3. 災害一覧 (2/3)

No.	発生			場所	種類	傷害程度	件名	概要	年齢	震災後1F経験(年)	作業状況
	年	月	日								
7	2018	8	3	サイトバンカ	熱中症Ⅰ度	不休	1～4号機セシウム吸着装置保守管理他業務委託における体調不良者の発生	作業終了後、大型休憩所で体調不良を訴えた。	20代	0.17	作業後発症
8	2018	8	23	H6(Ⅰ)タンクエリア	熱中症Ⅰ度	不休	雨水移送設備PE管他設置工事作業終了後における体調不良者の発生	作業終了後、大型休憩所で体調不良を訴えた。	40代	2	作業後発症
9	2018	8	23	車両スクリーニング場	熱中症Ⅰ度	軽傷Ⅰ	車両測定・除染業務における体調不良者の発生	体調不良のため帰宅し、病院で診察を受けた結果、熱中症と診断された。	50代	6.17	作業後発症
10	2018	9	6	瓦礫類一時保管エリア	熱中症Ⅱ度	不休	瓦礫類一時保管エリア多層化工事に従事した作業員の熱中症発症	作業終了後、免震重要棟で体調不良を訴えた。	40代	0.33	作業後発症
11	2018	9	6	4号機T/B海側ヤード	その他	不休	津波対策工事での体調不良者発生(脱水症)	体調不良のため帰宅し、病院で診察を受けた結果、脱水症と診断された。	40代	5	作業後発症
12	2018	9	14	増設雑固体廃棄物焼却建屋(新設中)	飛来・落下	軽傷Ⅰ	型枠解体中、単管パイプにて左手中・人差指負傷	型枠解体中に単管パイプが抜け落ち1階床コンクリート面まで落下後、作業していた仮設足場まで跳ね上がり、左手中・人差指に接触した。	30代	0.25	本作業中

3. 災害一覧 (3/3)

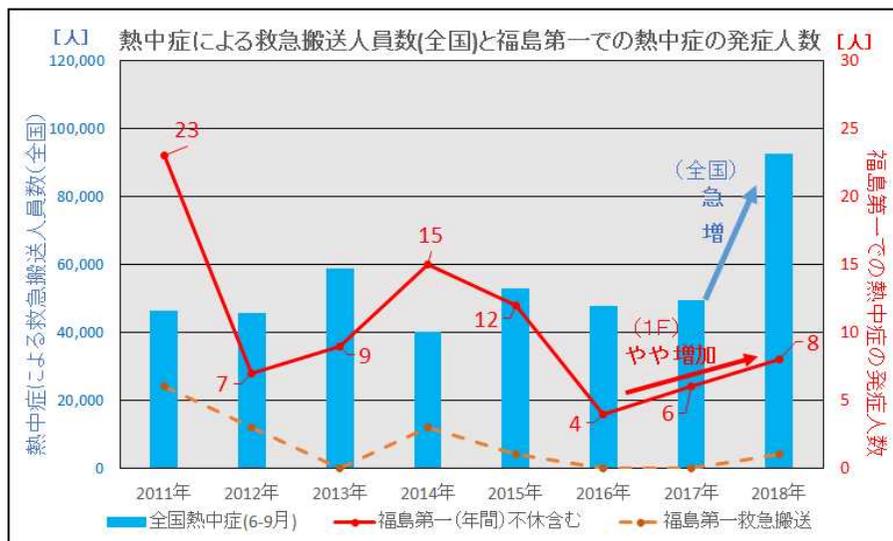
No.	発生			場所	種類	傷害程度	件名	概要	年齢	震災後1F経験(年)	作業状況
	年	月	日								
13	2018	10	2	H5タンクエリア	挟まれ・巻込まれ	重傷 ※1	H5エリアタンク他設置工事における非破壊検査中の右小指はさまれ	突風により旋回足場が急に逆方向に動いたため、体勢を崩し咄嗟にタンク上部の旋回足場レールに右手を掛け、動いた滑車とレールの間に右手小指が挟まれた。	40代	0.17	本作業中
14	2018	10	10	資材ヤード	熱中症Ⅰ度	不休	3号機タービン建屋他防水性向上対策工事体調不良者発生	作業終了後、免震重要棟で体調不良を訴えた。	40代	3	作業後発症
15	2018	10	24	化学分析棟1階ポンベ室	その他	不休	ガスポンベ交換作業時における口唇負傷	ボンベの閉止キャップを外そうとしたところ、通常より固かったため力を入れた際キャップが急に緩んだことから、勢い余って専用スパナが右上唇部に当たった。	50代	1.67	本作業中
16	2018	10	25	大型機器点検建屋	転倒・つまずき	不休	フランジタンク片除染作業時、左足を踏み外し太もも負傷	架台吊り上げ時のガイドロープを取り付けるために外していたグレーチング開口部に誤って左足を踏み外した。	40代	0.58	本作業中
17	2018	10	30	4号機T/B 2FL	飛来・落下	不休	足場解体作業における負傷	ブラケット材を通いロープで吊り降ろす際、足場2段目に引っ掛かり自重で引っ掛かりが外れた際に反動で大きく振れ近隣の作業員に接触した。	50代	6	本作業中
18	2018	12	14	大芋沢水路	倒壊・崩壊	重傷	大芋沢水路復旧工事における型枠解体作業中、鋼製型枠が倒れて両足負傷	型枠解体作業中、妻型枠を外さなければ鋼製型枠の転倒は無いと思込みパイプサポートを外したことから、鋼製型枠が倒壊し両足を挟まれた。	40代	4.75	本作業中

※1：診断結果は「右小指指尖部欠損」であり、後遺障害が認定された場合「重傷」となる。

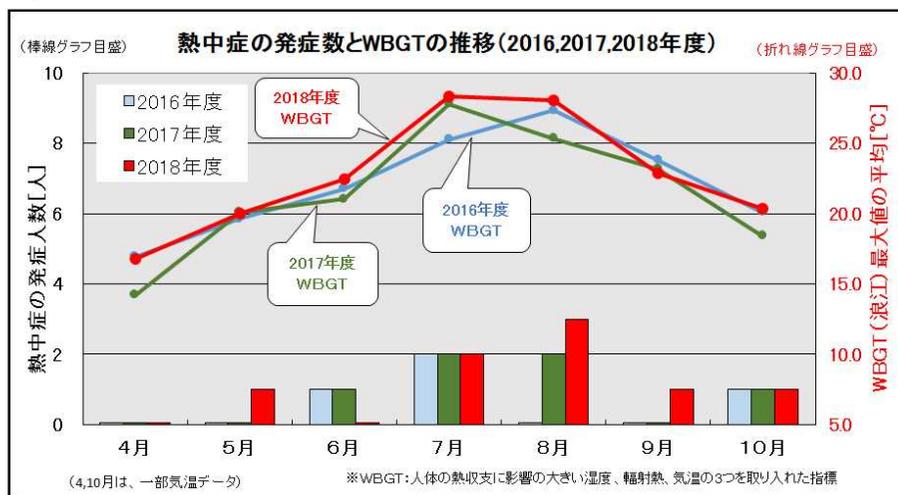
Ⅱ. 熱中症予防対策実施状況について

1. 2018年度 熱中症の発症状況

1. 1F熱中症の発症数ー全国救急搬送数



2. WBGT値と月別発症状況



3. トピックス

- (1) 2018年度は例年にない猛暑だったため、全国において、熱中症による救急搬送人員数(6月~9月)*1は、2017年度以前に比べ2018年度は、ほぼ倍に増加した。一方、福島第一原子力発電所(1F)では2018年度の熱中症の発症は、2017年度に比べ2人増に留まった。(6人⇒8人)

*1 出典：総務省消防庁HP(救急搬送状況)

- (2) 2018年度のWBGT*2値は7月,8月の2ヶ月に亘り、高い値を示したことも影響し、8月に3人の熱中症が発症した。

*2：暑さ指数(湿球黒球温度)：Wet Bulb Globe Temperature

- (3) 2017年度と同様に、2018年度も10月に熱中症が発症した。10月に熱中症が発症するのは、3年連続となった。

2. 熱中症予防対策（2018年度全体）

熱中症予防対策強化期間（4月～10月）

方針	目的	対策（アクションプラン）
熱中症の意識向上（教育）	熱中症教育の実施	社員・作業員への熱中症教育の実施
		協力企業からの熱中症対策での教育内容確認
	熱中症予防対策の周知	クールベスト・保冷剤着用の呼びかけ（WBGT値25℃以上）
		熱順化の対応強化（作業時間の管理等） 情報掲示板・ポスター等での呼びかけ
クールベスト・保冷剤の着用と適切な休憩	熱中症の防止と発症時	クールベスト保冷剤・冷蔵庫の配備・管理
		WBGT表示器、測定器及び表示器の配置
		WBGT測定器・表示器（ソーラー式）及び時計の運用
		救急医療室（ER）での応急治療・緊急移送体制の確保
		給水車の配備・管理
協力企業と一体となった 確実な熱中症予防	熱中症統一ルールの徹底	熱中症管理者からの日々指導（体調管理、水分・塩分摂取、保冷剤着用等）
		保冷剤着用と原則連続作業時間を2時間以下規制（WBGT値25℃以上時）
		作業現場のWBGT値が30℃以上時、作業原則中止（主管部による許可作業を除く）
		元請管理者による作業前の体調管理（体温、血圧、アルコールチェッカー実測）
		元請管理者による健康診断結果、熱中症含む既往歴確認と状況に応じた配慮
		酷暑時間帯の原則作業禁止（14時～17時）
		作業エリア毎のWBGT値の確認と管理*
		「1Fの夏場作業（4月～10月）の経験がない作業員」の識別化、熱中症予防の徹底*
		作業前のフェースtoフェースの体調管理*
	作業環境の変更に伴う 身体負担の軽減	各ゾーンに応じた身体的な負担の少ない装備への変更推進
屋外作業時に日よけ使用の推奨		

*2018年度重点項目

3. 熱中症予防対策（2018年度重点項目）

2018年度の熱中症予防対策の重点項目は、以下のとおり。

1. 熱中症予防対策強化期間の延長：5月～9月⇒4月～10月
 - 2018年3月は例年比べ気温の高い日が続いたため、**熱中症予防対策強化期間を4月（従来は5月開始）から開始。**
 - 寒暖差のある10月（特に台風通過後など）は、気温が上昇して熱中症の発症の可能性が高いことから、**熱中症予防強化期間を10月まで延長。**
2. 作業エリア毎のWBGT値の確認と管理
 - **作業エリア毎、作業状況に応じてWBGT値の測定**をすることで、きめ細かい管理を実施。
3. 1Fの夏場作業の経験のない作業員への識別化
 - 2017年度に1F経験の浅い作業員に多く熱中症が発症したことから、2018年度も、それらの作業員に対し**きめ細かな指導の手助けとなる方策として、識別管理を実施。**
4. 作業前のフェースtoフェースにより体調管理
 - 熱中症管理者は、作業前等では作業員の体調確認をチェックシートのみならず、**実際に作業員への声掛け、顔や仕草等を直接確認することにより、熱中症の発症の可能性をいち早く察知することを指導。**

4. 熱中症予防対策（2018年度期中強化対策）

【2018度における熱中症の発症状況の特徴】

- 2018年度の熱中症は、作業中に自身の体調変化に気付かず進行し、休憩中や作業後での発症が増加。
- 2018年度も10月に熱中症が発症。

【2018年度の特徴を踏まえた期中の対策の強化】

1. 熱中症予防に向けたルールの改定

2018年度は、熱中症ルールの理解不足や作業の重軽作業の配慮不足によって熱中症が発症する傾向があった。そのことから、WBGT値の管理区分を見直した。さらにその管理区分も作業員が理解しやすいよう、一般的な管理区分に熱中症予防のルールを改定したことで、熱中症対策の強化を図った。

- WBGT25℃から30℃の間での体調不良の進行を抑制するため、28℃での管理ポイントを設ける。
- WBGT値の管理区分を一般的に使われている区分に統一。

2. 救急医療室（ER）へ行きやすい雰囲気作り

- 当社と元請幹部によるグループ討議を実施し、「ERに行きやすい雰囲気作りに努める」との安全行動声明を宣言した。

3. 適切な塩分と水分補給の方法の周知

- 適切な水分や塩分の補給の仕方など、熱中症予防のための基礎知識を周知して、熱中症予防の強化を図った。

5. 2018年度熱中症予防対策の評価と2019年度の取り組み **TEPCO**

1. 2018年度の評価

(1) 例年にない猛暑の中で熱中症の発症は2人増

2018年度が例年にない猛暑であり全国の熱中症による救急搬送数がほぼ倍増の中で、1Fの熱中症は2017年度(6人)に比べ、2人増(8人)であった。

この状況から2018年度の熱中症予防対策は有効であったと評価している。

(2) 3年連続して10月に熱中症が発症

10月に気温、WBGT値が20℃を超える環境下でのY装備作業があったことや寒暖差の大きい作業環境下で熱中症が発症した。

(3) 1F作業経験の浅い作業員の熱中症は減少

識別管理を実施したことにより、1F作業経験の浅い作業員の熱中症発症が減少した。

(4) 休憩中・作業後の熱中症発症が増加

休憩中・作業後に熱中症が発症するケースが多くあったことから、休憩取得のルール見直し(WBGT値28~30℃未満で重負担作業⇒連続作業時間を1時間以下)や休憩中の適切な塩分と水分補給の方法を周知した。

2. 2019年度の取り組み

2019年度も2018年度の熱中症防止ルールを継続していく。

また、10月の熱中症の撲滅を図るため、更なる熱中症防止対策の検討を行う。

【参考】熱中症予防統一ルールとWBGTの一般的な管理区分



○熱中症統一ルール

第21条 熱中症を予防する

1. 基本事項

- ①熱中症予防対策の強化期間は、4月から10月とする。
- ②高温環境下（屋内の高室温箇所など）作業においても、熱中症予防対策を行う。
- ③WBGT値は、補正値*を加えた値とする。（以下、WBGT値は補正値含む）
*1 補正値：カバーオール+1℃、アノラック+1.1℃、その他各社にて定める値
- ④作業エリア毎（代表ポイント1箇所あるいは複数箇所）、作業状況に応じてWBGT値を定時間毎に測定し、作業員へわかりやすいよう周知や掲示等を行う。
- ⑤熱中症予防期間中は、現場代理人等（当社はGMなど）は、班長等（当社は工事監理員など）から熱中症管理者を選任し、作業指示書等へ明記させる。
- ⑥以下作業は、原則作業中止*2
- 作業現場または、同じ環境下のWBGT値が31℃以上の時
- 7/1～8/31の14時～17時の屋外作業
- ⑦作業時間（下表を参照）を定め、休憩ごとにマスクを外して水分と塩分を摂る。

WBGT値	作業可否	身体作業の負担	作業継続時間
25～28℃未満 (警戒)	可	特に考慮なし	2時間以下
28～31℃未満 (厳重警戒)	可	軽負担な作業 (発汗が少ない) 重負担な作業 (発汗が多い)	
31℃以上 (危険)	否*2	原則、作業中止 *2 主管理が認めた作業において、熱中症予防強化対策（実作業・休憩時間、安全対策などを協議）の承認を得た場合は、作業可とする。	1時間以下

2. 熱中症管理者が行うこと

- ①WBGT値が25℃以上の予想の場合は、作業前KYで水分・塩分の摂取及び保冷剤着用や休憩時間、7日間程度の熱馴化期間等を作業員へ指示する。
- ②作業前に作業員の体温、血圧、呼吸アルコール濃度を確認し、体調チェックする。
- ③既往歴（熱中症含む）、熱中症の発症に影響を与える恐れのある疾患（糖尿病、高血圧など）のある作業員には、無理のない作業を配慮する。
- ④全作業員、特に前年度の1F現場（4月～10月）作業の経験がない作業員には、「フェイス to フェイス」の双方向による体調確認を随時、行う。
- ⑤連続勤務の状況、夜勤者の仮眠の有無等により、作業員の疲労の有無を確認する。

3. 作業員が行うこと

- ①前年度の1F現場（4月～10月）作業の経験がない作業員は、熱中症管理者等から声掛けされやすいように、作業着やヘルメット等に識別表示を行う。
- ②体調不良を感じたら、速やかに周囲の者へ伝え、救急医療室（ER）で受診する。

無断複製、転載禁止 福島第一原子力発電所

○WBGTの一般的な管理区分

*出典：環境省HP

●運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休憩をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

【簡易版】適切な塩分と水分補給の方法 ～熱中症予防対策

194-7

2018.6.29安推協加盟各社へ周知

2018.10.11

1. 汗をかいたら、水分と電解質の補給

汗をかくと、水分と同時に「**電解質（塩分）**」が失われます。

水分だけを補給すると体内の電解質
自発的脱水をおこす危険があるため
（塩分）を摂ることがとても重要です。

*電解質とは

人間の体内には**ナトリウム**、カリウム、マグネシウム
電解質（塩分）が含まれています。その電解質の
よって細胞の浸透圧の調整や、筋肉収縮、神経の
どの生命活動を支えています。

電解質（塩分）は、人が生きるために欠かせない
物質です。

【簡易版】適切な塩分と水分補給の方法 ～熱中症予防対策

2. 水だけ飲むと熱中症になりやすい！

大量に汗をかいて電解質（塩分）が失われた時、**水だけを飲むと、血液の電解質（塩分）濃度が薄まります。**

すると、電解質濃度を下げないために水を飲む気持ちがなくなり、同時に体液の**塩分濃度を戻そうとして余分な水分を尿として排泄します。**これが「**自発的脱水**」です。この状態になると汗をかく前の体液の量を回復できなくなり、運動能力が低下し、体温が上昇して、**熱中症の原因**となります。



【参考】2018年度に実施した主な熱中症予防対策

対策	H30年度の主な実績	写真	H31年度の予定
クールベスト 保冷剤・冷感庫 の配備・管理	クールベスト保冷剤・冷感庫を配備 : 8か所 ①入退域管理棟 (約600ヶ) ②免震棟前休憩所 (約3000ヶ) ③企業厚生棟 (約350ヶ) ④登録センター (約350ヶ) ⑤西門研修棟 (約350ヶ) ⑥5/6号機S/B (約350ヶ) ⑦大型休憩所 (約7200ヶ、予備含む) ⑧運転手用装備室 (約150ヶ) *保冷剤の総数: 約12350ヶ		継続
WBGT表示器 の運用	ソーラー式WBGT表示器、時計の配備 : 10か所 ①物揚場前G⇄Y装備切替所 ②高性能アルプス連層前 G⇄Y装備切替所 ③1~4号水素供給装置東側 G⇄Y装備切替所 ④ふれあい交差点付近 ⑤技能訓練センター付近 G⇄Y装備切替所 ⑥5, 6号S/B ⑦登録センター前 ⑧免震棟前 ⑨入退域管理棟 (駐車場側) ⑩入退域管理棟 (新事務本館側)	ふれあい交差点の WBGT表示器 	継続
清涼飲料水/ 塩タブレット の配備	①清涼飲料の配備箇所 (4月~10月) : 13カ所 ②塩タブレットの配備箇所 : 2カ所		継続
給水車の 配備・管理	①給水車配備箇所 : 2カ所 *時期に応じて配備位置を変更 ②給水所 (固定) : 1カ所 ③運用期間 : 5月~9月		継続
識別管理	H29年から経験の浅い作業員への識別化を実施中 (当社/支揃の各社は様々な方法で実施)	実施例 	継続

【参考】管理対象区域の運用区分 ／給水車設置／WBG T表示器・時計設置



R zone (アノラックエリア)	Y zone (カバーオールエリア)	G zone (一般服エリア)
全面マスク 	全面マスク 又は 半面マスク ※1 ※2 	使い捨て式防じんマスク
カバーオールの上のアノラック 	カバーオール 	一般作業服※3 構内専用服

又はカバーオール2重

※1 水処理設備(多核種除去装置等)を含む建屋内の作業(視察等を除く)は、全面マスクを着用する。
 ※2 濃縮塩水、S-処理水を内包しているタンクエリアでの作業(濃縮塩水等を取り扱わない作業、パトロール、作業計画時の現場調査、視察等を除く)時及びタンク移送ラインに関わる作業時は、全面マスクを着用する。
 ※3 特定の軽作業(パトロール、監視業務、構外からの持ち込み物品の運搬等)

※1 1～3号機原子炉建屋内、及び1～4号機タービン建屋並びに周辺建屋のうち滞留水を保有するエリア
 ※2 黄色点線のY zoneは、濃縮塩水等を取り扱う作業など汚染を伴う作業を対象とし、パトロールや作業計画時の現場調査などは、G zoneの装備とする。
 なお、上図以外においてもG zone内で高濃度粉じん作業(建屋解体等)や濃縮塩水等のタンク移送ラインに関わる作業等を行う場合は、Y zoneを一時的に設定する。
 ※3 図中のG zoneの他、共用プール建屋2、3階の一部エリアも対象とする。

- 【給水車設置場所】
 < 3箇所 >
 ①土捨て場北側
 ②H6タンクエリア
 ③CCR装備交換所南側

【WBG T表示器・時計設置場所】

- < 10箇所：固定 >
 ①物揚場前G⇔Y 装備切替所
 ②高性能アルプス建屋前
 G⇔Y 装備切替所
 ③1～4号水素供給装置東側
 G⇔Y 装備切替所
 ④ふれあい交差点付近
 ⑤技能訓練センター付近
 G⇔Y 装備切替所
 ⑥5, 6号S/B脇
 ⑦登録センター前
 ⑧免震棟前
 ⑨入退域管理棟 (駐車場側)
 ⑩入退域管理棟 (新事務本館側)

以上